

家庭用品品質表示法 電気機械器具品質表示規程（エアコンディショナー及び換気扇）の一部を改正する消費者庁告示について（概要）

1. 家庭用品品質表示法の概要

家庭用品品質表示法（昭和37年法律第104号。以下「家表法」という。）は、家庭用品の品質に関する表示の適正化を図り、一般消費者の利益を保護することを目的とし、その対象となる家庭用品を指定し、当該家庭用品の品質に関する表示の標準となるべき事項を定めることを規定している。

2. 改正趣旨

令和4年5月に、「エアコンディショナーのエネルギー消費性能の向上に関するエネルギー消費機器等製造事業者等の判断の基準等（平成21年経済産業省告示第213号。以下「基準」という。）」の区分名等が改正されたことを踏まえ、家表法第3条第1項の規定に基づき定められた「電気機械器具品質表示規程（以下「電気規程」という。）」のエアコンディショナーに表示すべき事項に関し、基準を引用している箇所の規定等について、今般、所要の改正を行うものである。

また、電気規程の換気扇に表示すべき事項に関し、風量を「毎分」の単位で表示することとしているところ、現行の建築基準法における換気量の算出及び建築設備設計基準における換気回数においては「毎時」の単位で算出や表示が行われているため、消費者にとって分かりづらい表示となる事例が確認されていることを踏まえ、今般、当該単位を「毎時」にするよう、規定の所要の改正を行うものである。

なお、家表法においては、経済産業大臣は、表示の標準となるべき事項が定められる（変更される）ことにより、家庭用品の生産又は流通の改善が図られると認めるときは、内閣総理大臣に対して、当該事項の案を添えて、その策定を要請することができる旨が規定されている（家表法第3条第4項及び第5項）ところ、今般の改正は、経済産業大臣からの要請を受けて行うものである。

3. 改正内容

(1) 電気規格「エアコンディショナー」

①区分名の表示区分を変更

電気規格別表第二 一 (二) 区分名の表示区分について、ユニットの形態、冷房能力、仕様（寒冷地仕様、寒冷地仕様以外）の3要素で区分分けを行い10区分にする。

区分名	ユニットの形態	冷房能力	仕様
I	直吹き形で壁掛け形のもの	2.8kW 以下	寒冷地仕様以外のもの
II			寒冷地仕様のもの
III		2.8kW 超 28.0kW 以下	寒冷地仕様以外のもの
IV			寒冷地仕様のもの
V	直吹き形で壁掛け形のもの以外の分離形のもの	3.2kW 以下	—
VI		3.2kW 超 4.0kW 以下	—
VII		4.0kW 超 28.0kW 以下	—
VIII	マルチタイプのもの	4.0kW 以下	—
IX		4.0kW 超 7.1kW 以下	—
X		7.1kW 超 28.0kW 以下	—

②日本産業規格の変更

電気規格別表第二 一 (一)、(三) 及び (四) 測定方法等について、引用している日本産業規格が明確になるように日本産業規格の年号を追記する。なお、日本産業規格の年号を追記することに伴う表示の変更はない。

(2) 電気規格「換気扇」

電気規格別表第二 十二 (二) 風量の表示について、「毎分」を「毎時」に変更する。

※なお、事業者に対する周知及び準備のため経過措置を設け、施行から令和5年12月31日までの間にエアコンディショナー及び換気扇に表示するものについては、なお従前の例によることができることとする。